

•第 1 編

總 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、藤崎町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための住民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る藤崎町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

- (1) 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- (2) 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、藤崎町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、藤崎町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- (3) 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- (4) 藤崎町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施またはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次のように構成する。

風水害等災害対策編	地震編	内 容
第1章 防災組織	第1章 防災組織	防災対策の実施に万全を期するため、藤崎町及び防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため藤崎町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため藤崎町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
第4章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画		雪害、火山災害及び事故災害に係る藤崎町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。
第5章 災害復旧対策計画	第4章 災害復旧対策計画	被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、藤崎町及び防災関係機関等が講ずべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針・決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

1 町

町は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

(1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
藤 崎 町	1 防災会議に関すること 2 防災に関する組織の整備に関すること 3 防災に関する調査、研究に関すること 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5 指定避難所の指定に関すること 6 防災に関する物資等の備蓄に関すること 7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関すること 9 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること 10 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 11 水防活動、消防活動に関すること 12 災害に関する広報に関すること 13 避難勧告等に関すること 14 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 15 公共施設の応急復旧に関すること 16 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 17 罹災証明の発行に関すること 18 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 19 その他災害対策に必要な措置に関すること
藤崎町教育委員会	1 防災教育に関すること 2 文教施設の保全に関すること 3 災害時における応急の教育に関すること 4 その他災害対策に必要な措置に関すること
弘前地区消防事務 組 合 消 防 本 部 防 (東消防署北分署)	1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 人命の救助及び救急活動に関すること

機 関	藤 崎 町 消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
	青 森 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に関する予警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2 災害時の警備に関すること 3 災害広報に関すること 4 被災者の救助、救出に関すること 5 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること 6 災害時の交通規制に関すること 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8 避難勧告等に関すること 9 その他災害対策に必要な措置に関すること
青 森 県	中南地域県民局地域健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助に関すること
	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療機関との連絡調整に関すること 2 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 3 防疫に関すること
	中南地域県民局地域整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（河川、道路、橋りょう、砂防、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 水防活動に関すること 3 所轄の交通情報の把握と交通対策に関すること 4 豪雪に対しての国、県道に関する除排雪（交通確保）対策に関すること
	中南地域県民局地域農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	中南地域県民局県税部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う県税の減免措置に関すること 2 県災害対策本部中南地方支部設置に伴う支部に係る事務に関すること
	つがる家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における家畜伝染病予防に関すること
	中南教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 文教関係の災害情報の収集に関すること 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
東 北 農 政 局 青 森 県 拠 点	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指 	

指 定 地 方 行 政 機 関		<p>導に関すること</p> <p>3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること</p> <p>4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること</p> <p>5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること</p> <p>6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること</p> <p>7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること</p>
	青森地方气象台	<p>1 気象地象、地象地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p>
	東北総合通信局	<p>1 非常通信協議会の育成、指導に関すること</p> <p>2 非常通信訓練に関すること</p> <p>3 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること</p> <p>4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること</p>
	弘前労働基準監督署	<p>1 被災者に対する職業のあっせんに関すること</p> <p>2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること</p> <p>3 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること</p> <p>4 災害時における労務供給に関すること</p>
	弘前公共職業安定所	<p>1 災害時における労務供給に関すること</p>
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	<p>1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること</p> <p>2 直轄河川の水防警報の発表・伝達等水防に関すること</p> <p>3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること</p> <p>4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること</p>
	東京航空局 （三沢空港事務所） （青森空港出張所）	<p>1 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること</p> <p>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置</p>

		<p>に關すること</p> <p>3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に關すること</p> <p>4 遭難航空機の搜索に關すること</p> <p>5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に關すること</p> <p>6 飛行場における事故の消火及び救助等に關すること</p> <p>7 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に關すること</p> <p>8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に關すること</p>
	陸上自衛隊 弘前駐屯部隊	1 災害時における人命、財産保護のための救援活動並びに応急復旧活動の支援等に關すること
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道(株) 藤崎駅 北常盤駅	<p>1 鉄道事業の整備及び管理に關すること</p> <p>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に關すること</p> <p>3 その他災害対策に關すること</p>
	東日本電信電話(株) 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	<p>1 気象警報等の町への伝達に關すること</p> <p>2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に關すること</p> <p>3 移動無線配置等による応急通信の確保に關すること</p> <p>4 通信設備の早期復旧に關すること</p>
	(株)NTTドコモ東北 青森支店	5 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に關すること
	KDDI(株)	
	ソフトバンク(株)	
	日本郵便(株) (藤崎郵便局) (十二里郵便局) (陸奥常盤郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに關すること
	日本赤十字社 青森県支部	<p>1 災害時における医療対策に關すること</p> <p>2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に關すること</p> <p>3 義援金品の募集及び配分に關すること</p>
	東北電力(株) 弘前電力センター	<p>1 電力施設の整備及び管理に關すること</p> <p>2 災害時における電力供給に關すること</p>
	日本放送協会 青森放送局 青森放送(株)弘前支社 (株)青森テレビ	<p>1 放送施設の整備及び管理に關すること</p> <p>2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に關すること</p>

公 共 的 団 体 そ の 他 防 災	弘 前 支 社	
	青森朝日放送(株)	
	弘 前 支 社	
	(株)エフエム青森	
	(一社)青森県 エルピーガス協会	1 ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	南 黒 医 師 会	1 災害時における医療救護に関すること
	青森県トラック協会	1 輸送施設の整備及び管理に関すること
	中 南 支 部	2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
	弘 南 バ ス (株)	
	弘 前 営 業 所	
	日 本 通 運 (株)	
	弘 前 支 店	
	日本銀行(青森支店)	1 災害時における通貨及び金融対策に関すること
	津軽広域水道企業団	1 災害時における水道施設の確保に関すること 2 災害時における飲料水の確保及び供給に関すること
	藤 崎 町 商 工 会	1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	つがる弘前農業協同 組合 藤崎支店	1 町が行う農林業関係被害状況調査等応急対策の協力に関すること
	津軽みらい農業協同 組合 常盤支店	2 生産資機材の確保、あっせんに関すること 3 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること
	浅瀬石川土地改良区	4 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること
	浪岡川土地改良区	
青森県農業共済組合	1 災害時における保険に関すること	
建設業関係団体	1 災害時における応急復旧への協力に関すること	
運輸業関係団体	1 災害時における輸送等の協力に関すること	
藤崎町社会福祉協議 会	1 被災者援護活動への支援に関すること	
弘前地区交通安全協 会 藤崎支部	1 災害時における交通安全確保に関すること	
弘前地区防犯協会 藤崎町支部	1 災害時における秩序保持に関すること	

上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	その他ボランティア 団体等の各種団体	1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること 2 災害応急対策に対する協力に関すること
	各危険物関係施設の 管理者	1 災害予防及び保安施設の整備点検に関すること 2 防災訓練の実施に関すること 3 災害時における応急措置に関すること 4 LPガス及び石油類の災害時における供給の確保に関する こと
	多数の者が出入する 事業所等（病院・工 場等）	1 避難施設、消火施設等の点検整備の実施に関すること 2 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に 関すること
	商工業関係団体	1 救助物資、復旧資材の確保等についての協力、あっせんに関 すること
	病院等経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3 災害時における病人等の受入れに関すること 4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関する こと
	社会福祉施設経営者	1 避難施設、消火設備等の点検設備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練等の実施に関すること 3 災害時における入居者の保護に関すること
	金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資に関すること
	学校法人	1 防災教育に関すること 2 避難施設の整備、避難訓練等の実施に関すること 3 災害時における応急の教育に関すること

第6節 町の自然的・社会的条件

1 位置・面積・地勢

本町は、青森県津軽平野のほぼ中央に位置し、東は青森市浪岡・黒石市、西は弘前市、北は板柳町、南は田舎館村に接している。本町中心部から県都青森市まで約25km、弘前市まで約9kmの距離にある。総面積は37.29km²で、町域には山岳・原野がなく、地質は第4紀沖積層に属する、農業に適した肥沃な土壌に恵まれている。主な河川には、岩木川水系の岩木川・平川・浅瀬石川・十川・浪岡川があり、北部へと流れている。

2 交通

本町の道路交通網は、主要幹線道路である国道7号、339号の2路線を中心に、主要地方道・一般県道・町道により構成されている。平成8年には国道7号常盤バイパスが開通するなど、幹線道路網の整備が進められている。

鉄道網は、JR奥羽本線とJR五能線が通っており、当地域が通勤等に適した立地条件となっていることなどから、複線化による増便など利便性の向上が望まれている。

バス路線は、民間バスが運行されており、住民の足として重要な役割を果たしている。

3 気象

当地方は四季の変化に富み、夏は晴天の日が多いが冬は雪が多く、11月の初雪から翌春3月までのおよそ半年間近くも雪の中の生活が続く。雪の量は少ない方で、当地の積雪は平均80cmから90cmである。

12月から2月にかけては北西の風が強く、雪のため交通がさまたげられることもあるが、3月になると融雪期に入る。

平均気温は10℃前後で、雪国としては比較的温暖である。

4 人口及び世帯

人口及び世帯数の推移は、次のとおりである。

■人口の推移 (単位：人、%)

平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均伸び率		
				H12～H17	H17～H22	H22～H27
16,858	16,495	16,021	15,179	△0.43	△0.57	△1.05

■世帯数の推移 (単位：世帯、人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均伸び率		
					H12～H17	H17～H22	H22～H27
世帯数	4,626	4,844	4,912	4,924	0.94	0.27	0.05
一世帯当り人数	3.64	3.41	3.26	3.08	—	—	—

(資料：国勢調査)

5 土地利用状況

本町における土地の利用状況は、次のとおりである。

(単位：km²、%)

農地		宅地	山林	原野	雑種地	池・湖沼	その他	総面積
田	畑							
17.77 (47.7)	8.39 (22.5)	4.19 (11.2)	0.00 (0.0)	0.01 (0.0)	0.37 (1.0)	0.00 (0.0)	6.56 (17.6)	37.29 (100.0)

資料：平成31年度固定資産概要調査

6 産業及び産業構造の変化

産業別に見た就業人口は、次のとおりである。

(単位：人、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均伸び率		
						H12～H17	H17～H22	H22～H27
総人口		16,858	16,495	16,021	15,179	△0.43	△0.57	△1.05
就業者総数		8,854	8,540	8,281	8,467	△0.71	△0.61	0.45
第1次産業		2,515 (28.4)	2,313 (27.0)	2,186 (26.4)	1,924 (24.1)	△1.61	△1.10	△2.40
第2次産業		2,144 (24.2)	1,814 (21.0)	1,562 (18.9)	1,565 (19.6)	△3.08	△2.78	0.04
第3次産業		4,191 (47.3)	4,413 (52.0)	4,514 (54.5)	4,501 (56.3)	1.06	0.46	△0.06
就業率		52.5	51.8	51.7	55.8	—	—	—

注) 就業者総数には、平成12年に4人、平成22年に19人、平成27年に63人の分類不能を含む。

四捨五入により、構成比の合計は100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について継続的に留意する。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16kmにわたって分布している津軽山地西縁断層北部と青森市西部から平川市にかけて約23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21km分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯（青森湾西断層、野木和断層及び入内断層）	蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。

第8節 災害の記録

本町で発生した災害は、台風や大雨による水害が主で、ほかに冷害や地震などがある。

水害は、津軽最大の岩木川水系を背負い、浅瀬石川と平川、平川と岩木川の合流点をかかえている本町にとっては深刻な課題で、堤防や治水ダムが整備される前の水害は、数えきれないものであった。

大風の被害も、町の農業の中心としてりんごを位置づけている本町にとっては深刻なもので、台風などの動向に一喜一憂し、大きな被害が記録されている。

地震は日本海中部地震で町内で土蔵の壁が剥げ落ちたり、神社の鳥居が倒壊するなどかなりの被害があったが、幸い死傷者は出ていない。

主な災害記録は、次のとおりである。

1 藤崎地区

災害発生の時期	被災区域	被害額 (千円)				被害状況とその対策について
		農業関係	土木関係	その他の関係	計	
昭和33年 9月18日 (集中豪雨)		59,774	569	5,580	65,923	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床上浸水126件、床下浸水271件、その他家具・被服等 ・ 田……倒伏30ha、冠水浸水50ha ・ りんご畑……流失埋没1.8ha 冠水浸水53.2ha ・ 普通畑……冠水浸水20ha ・ 道路……決壊3か所 ・ 橋梁流失……5か所
昭和35年 8月3日 (集中豪雨)		28,020	2,950	7,454	38,424	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床上浸水149件、床下浸水172件、その他家具・被服等 ・ 田……冠水浸水55ha ・ りんご畑……流失埋没2ha、冠水浸水100ha ・ 普通畑……冠水浸水30ha ・ 橋梁……流失2か所、堤塘決壊550m ・ 農道……流失埋没800m
昭和38年 7月25日 (集中豪雨)	畑……平川と浅瀬石川の合流点付近一帯と岩木川、平川合流点より上流一帯 田……中島、矢沢、中野目、西中野目、俵	12,656	4,000	2,300	18,956	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床上浸水38件、床下浸水45件 ・ 田畑の冠水浸水78.3ha、頭首工1か所 ・ 全消防団員が出動、被害の防止に努めた。 ・ 現地巡回指導 ・ 床上世帯に対し、税の減免措置 ・ 被災住家の防疫（消毒の実施）

	舛、下俵舛、柏木堰地区 住家……舟場、みや、仲町、中島、柏木堰、俵舛、下俵舛地区						
昭和40年9月10日 (台風23号)	全 町	157,690	0	1,280	158,970	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の半壊1件、住家等の一部破損25件、倒伏25ha、りんご落果246,400箱、倒木130本、枝折れ21,200か所 ・全消防団員が出動警戒態勢 ・天災に係る経営資金融資の損失補償 ・現地巡回指導 	
昭和40年9月18日 (台風24号)	全 町	23,390	0	3	23,393	<ul style="list-style-type: none"> ・床下浸水3件、倒伏120ha、田畑の冠水浸水160ha、りんごの落果10,150箱、倒木150本 ・全消防団員が出動警戒態勢 ・天災に係る経営資金融資の損失補償 ・現地巡回指導 	
昭和42年10月28日 (台風34号)	全 町	4,608	0	1,000	5,608	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の半壊1件、りんごの落果9,000箱 ・全消防団員が出動警戒態勢 ・現地巡回指導 	
昭和43年8月20日 (集中豪雨)	畑……平川と浅瀬石川の合流点付近一帯と岩木川・平川合流点より上流一帯 田……中島、矢沢、中	6,365	580	16	6,961	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水1件、床下浸水14件、田畑の冠水浸水347ha、橋梁の破損2か所 ・一部消防団の出動、被災住家の防疫(消毒)の実施 ・現地巡回指導 	

	野目、西中野目、俵 舂、下俵舂、柏木堰地 区					
昭和44年8月24日 (台風9号)	全 町	18,750	1,150	4,770	24,673	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水28件、床下浸水105件、田畑の冠水90ha、橋梁の流失1か所、破損2か所 ・全消防団員出動、被害の防止に努めた。 ・被災住家の防疫（消毒）の実施、税の減免措置 ・現地巡回指導
昭和45年8月15日 (台風9号)	全 町	49,260	0	0	49,260	<ul style="list-style-type: none"> ・りんごの落果39,600箱 ・一部消防団員の出動、現地巡回指導
昭和47年7月8日 (集中豪雨)	畑……平川と浅瀬石川 の合流点付近一帯と平 川・岩木川合流点より 上流一帯 田……中島、矢沢、中 野目、西中野目、俵 舂、下俵舂、柏木堰地 区	130,000	0	0	130,000	<ul style="list-style-type: none"> ・田畑の冠水浸水202.3ha、流失埋没1.3ha、りんごの倒伏350本、枝折れ100本 ・全消防団員出動（冠水したりんご園の排水作業） ・天災に係る経営資金融資の損失補償 ・現地巡回指導、災害応急工事の実施
昭和49年9月9日 (大雨災害)	<ul style="list-style-type: none"> ・平川、浅瀬石川合流点付近、平川・岩木川合流点付近 ・中島、西中野目、柏木堰、舟場地区 	51,068	0	5,695	56,763	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水5件、床下浸水88件、田畑の冠水浸水442ha、道路水路の破損5か所 ・一部消防団員の出動、被災住家の防疫、災害応急工事の実施

<p>昭和50年8月6日 (集中豪雨)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平川、浅瀬石川合流点付近、平川・岩木川合流点付近 舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、中島、柏木堰地区 	<p>38,039</p>	<p>0</p>	<p>6,615</p>	<p>44,654</p>	<ul style="list-style-type: none"> 床上浸水17件、床下浸水180件、田畑の冠水浸水189.9ha、道路水路の破損2か所 全消防団員の出動、被災住家の防疫 現地巡回指導
<p>昭和50年8月20日 (大雨災害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平川、浅瀬石川合流点付近から、平川・岩木川合流点付近まで 舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、舘川町、下町、木挽町、朝日町、横町、新町、伝馬、藤越、中島、柏木堰地区 	<p>276,566</p>	<p>0</p>	<p>329,270</p>	<p>605,826</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住居の半壊7件、床上浸水342件、床下浸水252件、田冠水浸水73.2ha、畑冠水170.6ha、浸水50.9ha、りんご樹流失倒伏6.0ha 全消防団員の出動、被災住家の防疫、災害救助法適用、税の減免措置、諸融資制度の指導
<p>昭和52年8月5日 (大雨災害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平川、浅瀬石川合流点付近から、平川・岩木川合流点付近まで 舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、舘川町、下町、木挽町、朝日町、横町、 	<p>182,376</p>	<p>3,400</p>	<p>79,420</p>	<p>265,196</p>	<ul style="list-style-type: none"> 床上浸水62件、床下浸水356件、田冠水169ha、浸水651ha、りんご園冠水42ha、下枝冠水58ha、浸水50ha、普通畑冠水13ha 全消防団員の出動、被災住家の防疫、法外援護適用、税の減免措置、諸融資制度の指導

	新町、伝馬、藤越、 中島、柏木堰、西中 野目地区					
平成3年9月28日 (台風19号)	藤崎町全域	2,817,229	13,737	228,426	3,059,392	<ul style="list-style-type: none"> ・人の被害 軽傷3人 ・住家被害 半壊71棟、一部破損402棟 ・非住家被害 公共の建物35棟、そのほか405棟 ・農業被害 りんご被害面積約650ha (りんご園総面積の92.7%) りんごの落果数3,014 t (収量の94.7%) 米・ぶどう・トマト・畜舎にも大きな被害 ・被害総額 30億5,939万2千円 ・瞬間風速60m以上 (推測、記録不能)
平成7年11月8日～ 11月9日 (強風)	藤崎町全域	9,980			9,980	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご園被害70ha (りんご落果76 t)
平成9年5月8日～ 5月9日 (大雨災害)	平川、浅瀬石川合流点 から平川、岩木川合流 点付近まで 白子地区	63,586	1,078	273	64,937	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご園浸水63.9ha (樹上損傷302 t) ・りんご樹の流失131本 ・りんご樹の倒伏0.4ha
平成10年10月18日 (台風10号)	平川、浅瀬石川合流点 から平川、岩木川合流 点付近まで藤崎町全域	55,456			55,456	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご園被害457ha (りんご落果298 t・樹上損傷289 t)

平成11年9月25日 (台風18号)	藤 崎 町 全 域	52,564		40	52,604	・りんご園被害606ha (りんご落果427 t・樹上損傷129 t)
平成14年8月11日 (大雨災害)	平川、浅瀬石川合流点 から平川、岩木川合流 点付近まで白子、小畑 水沼地区	64,953			64,953	・りんご園浸水34.8ha (減収345 t・樹上損傷108 t) ・床下浸水1件
平成15年9月13日 (台風14号)	藤 崎 町 全 域	229,540	337	344	230,221	・りんご園被害572ha (・りんご落果63.8 t・樹上損傷574 t) ・パイプハウス損傷3棟
平成16年8月31日 (台風16号)	藤 崎 町 全 域	9,606			9,606	・りんご園被害131.2ha (・りんご落果63.2 t)
平成16年9月8日 (台風18号)	藤 崎 町 全 域	521,805			521,805	・りんご園被害614ha (・りんご落果1,614.6 t ・樹上損傷1,080.2 t ・樹体損傷521本)
平成16年9月30日 (台風21号)	藤 崎 町 全 域	45,708			45,708	りんご園浸水48.5ha (樹上損傷392.1 t)

2 常盤地区

災害発生の時期	被災区域	被害額 (千円)				被害状況とその対策について
		農業関係	土木(建物) 関係	その他の 関係	計	
昭和43年8月20日 (大雨災害)	福左内 若松 福島 常盤	468	500 (建物)		968	<ul style="list-style-type: none"> ・住家床下浸水16件 ・水稲被害20ha
昭和44年8月24日 (台風9号)	常盤村全域	1,384	5,500 (建物) 5,300 (土木)		12,184	<ul style="list-style-type: none"> ・住家床上浸水5件 ・住家床下浸水90件 ・水稲被害52.5ha ・野菜被害1.0ha ・頭首工2 ・水路8 ・橋梁1
昭和45年8月15日 (台風)	水木 常盤 久井名館 富柳	3,445			3,445	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご落果3,850箱
昭和50年8月6日 (大雨災害)	常盤村全域	20,894	6,900 (建物)		27,794	<ul style="list-style-type: none"> ・住家床上浸水19件 ・住家床下浸水62件 ・水稲被害47ha ・野菜被害15.2ha

昭和51年10月21日 (強 風)	水木 常盤 久井名館 富柳	5,261			5,261	・りんご落果5,400箱
昭和52年1月～ 2月 (豪 雪)	福島 久井名館 水木 常盤	19,234	2,001 (建物)		21,235	・住家一部破損1件 ・りんご園被害225ha ・学校一部破損1件
昭和52年8月5日 (大雨災害)	常盤村全域	595,879	62,600 (建物)	500	658,979	・住家床上浸水113件 ・住家床下浸水287件 ・水稲被害1,114ha ・野菜被害45ha ・りんご園被害22ha ・農業施設破損2件 ・倉庫ハウス等損壊1件 ・家畜、畜舎、飼料作物にも大きな被害 ・環境衛生関係被害4件
昭和56年8月23日 (台 風)	常盤村全域	66,880			66,880	・住家床上浸水13件 ・住家床下浸水39件 ・水稲被害220ha ・りんご園被害22ha ・野菜被害19ha
						・住家一部破損88件 ・非住家破損86件

昭和58年 5月26日 (地震)	常盤村全域	3,392	93,607 (建物)	38,980	135,979	<ul style="list-style-type: none"> ・神社11ヶ所 ・墓地11ヶ所 ・ブロック塀損壊7ヶ所 ・農業施設被害5件
平成3年 9月28日 (台風19号)	常盤村全域	473,624	327,600 (建物)	467,105	940,729	<ul style="list-style-type: none"> ・人の被害…軽傷者7人 住家……………全壊 3棟 半壊 78棟 一部破損 196棟 ・非住家…………… 190棟 ・公共施設…………… 6棟 ・農業被害 りんご被害面積……………18ha りんご落下数……………4.6t 水稲・野菜・その他果樹にも大きな被害 ・瞬間風速60m以上(推測、記録不能)
平成10年10月18日 (台風10号)	水木 久井名館 富柳 福館	4,189			4,189	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご園被害30ha (りんご落果27t・樹上損傷12t)
平成11年 9月25日 (台風18号)	水木 久井名館 富柳 福館 福島 三ツ屋	11,926			11,926	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご園被害46ha (りんご落果49t・樹上損傷30t) ・パイプハウス損傷4棟

平成15年9月13日 (台風14号)	水木 久井名館 富柳 福館	19,555			19,555	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご園被害38ha (・りんご落果5.5t・樹上損傷47.3t)
平成16年9月8日 (台風18号)	常盤村全域	38,616			38,616	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご園被害36ha (・りんご落果120.7t・樹上損傷72.7t ・樹体損傷70本) ・パイプハウス全壊2棟 ・パイプハウス一部損傷44棟

第9節 地震による被害想定

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

	死者・負傷者数（人）	建物全半壊数（棟）
想定太平洋側海溝型地震	47,000	201,000
想定日本海側海溝型地震	11,400	53,000
想定内陸型地震	12,900	64,000

第10節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、密集化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 河川の氾濫による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 地震による災害
- (5) 豪雪による災害
- (6) (岩木山、十和田) 火山噴火による災害
- (7) 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事による事故災害
- (8) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害